

様式第16号(第15条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名		米子市東福原五丁目6番29号102号		地位の承継	承継人の住所及び氏名			
		諏訪 創						
		米子市東福原五丁目6番29号				諏訪 唯		
開発許可の年月日及び番号		平成30年 4月13日 建相起第 48 号ー2		承継(受理)年月日		承継の原因		
許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市 蚊屋 字西出口道ノ上通 95番 1の一部 蚊屋 字西出口道ノ上通 95番 7				備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等 法34条11号 市街化区域に隣接又は近接した大規模連たん区域内における自己用住宅 2 許可条件 (1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること (2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること (4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません		
	開発区域の面積	476. 90 m ²	工区別面積					
	予定建築物等	専用住宅 (自 己 用)						
	法第41条第1項の規定による制限の内容							
変更許可	年 月 日	変 更 の 内 容						
完了検査	工 区 名	検 査 年 月 日	検 査 済 証	完了公告の年月日及び番号				
		平成30年 6月25日	平成30年 6月28日 建相起第1760号ー3	平成30年 7月 4日 第 173号				